

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則（平成10年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規則で定める規模は、 <u>町村の区域内の</u> 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り、 <u>100平方メートル</u> とする。	公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規則で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域に限り <u>100平方メートル</u> とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。